

4月
から

成年年齢が18歳に引き下げ

成年年齢引き下げで

18歳からできること

民法では、「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人（親など）の同意を得なければならない」とされています。4月1日から18歳以上が成年となり、その同意が不要になります。

①10年有効のパスポートを取得できるようになります



パスポート申請の受付
町民課 町民係
☎86-6070

②結婚できる年齢が男女ともに18歳になります



婚姻届の提出
町民課 町民係
☎86-6070

③親の同意がなくても契約できます



携帯電話の契約・ひとり暮らしの部屋を借りる・クレジットカードを作る・ローンを組むなど

成年になったら契約にご注意

悪質商法は若い人ほど狙ってくる

簡単に稼げるに注意



SNSで知り合った人に勧められて暗号資産の投資をしたが、出金できない

1回限りの契約に注意



健康食品を1回限りで注文したつもりが「定期購入」だった

美容医療サービスに注意



無料のお試し体験をしたら高額コースを勧められローンを組んでしまった

自分で契約できる反面、原則一方的にやめることはできません

成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意思で契約ができ、18歳になればローンを組めるようになりますが、代わりに「未成年者取消権」による取消しができなくなります。

若者をターゲットにした悪質な商法に注意しましょう。



問い合わせ

■契約や買い物で「困ったな」と思ったら
消費者ホットライン ☎188 (いやや)
香取市消費生活センター ☎50-1300

■貸金業に関する問い合わせ
日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

☎0570-051-051

関東財務局 千葉財務事務所 理財課

☎043-251-7214

■警察に対する相談 #9110

事例出典：国民生活センターホームページ



住所や就職先が変わったら

新生活
応援♪

国民健康保険の届け出お忘れなく！



3月から4月にかけては卒業や入学、就職などにより、生活環境が変わる時期です。他の市町村から転入したときや、会社の健康保険に加入したとき、会社を辞めて社会保険を脱退したときなどは、14日以内に役場に届け出が必要です。会社の手続きとは別に、役場への届け出も必要ですので、必ず国保年金係の窓口で手続きをしてください。

こんなときは14日以内に届け出を

世帯主、異動のある人・申請者（来庁者）の個人番号（マイナンバー）がわかるものを必ずご持参ください。

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
国保に加入	他の市区町村から転入した	他の市区町村の転出証明書
	会社の健康保険をやめた	会社の健康保険をやめた証明書
	子どもが産まれた	保険証・出生を証明できるもの
	生活保護を受けなくなった	保護廃止通知書
国保を脱退	他の市区町村へ転出する	転出者全員の保険証
	会社の健康保険に加入した	国保と会社の全員の保険証
	加入者が死亡した	保険証・死亡を証明できるもの
	生活保護を受ける	全員の保険証・保護開始通知書
その他	町内で住所が変わった	全員の保険証
	世帯主が変わった	
	世帯が分かれた・一緒になった	
	保険証の紛失や破損で使えなくなった	身分を証明するもの（運転免許証など）

届け出が遅れると…

保険証がないと、医療費が全額自己負担になります。また、資格がなくなったあとに国保の保険証を使って診察を受けた場合、国保で負担した医療費を返還していただきます。

医療機関での支払いが困難なとき

災害などにより身体、資産などに重大な損害を受けた、収入が減少したなどの特別な理由があるとき、事前の申請により医療機関を受診したときに支払う一部負担金を減免・猶予できる場合があります。

問い合わせ 町民課 国保年金係
☎86-6071



町税等の納付は口座振替が便利です

令和4年度の税額の決定通知は、5月から順次、税目・保険料ごとに発送されます。あらかじめ口座振替をしておくと、収め忘れが防げます。税目・保険料ごとに手続きが必要ですので、お早めに窓口でご相談ください。

- 手続き場所 役場または金融機関
- 必要なもの 預金通帳、通帳の届出印
- 取扱金融機関 千葉銀行、かとり農業協同組合、佐原信用金庫、京葉銀行、千葉興業銀行、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局へ申請）

令和4年度 各町税・保険料の納期限日

	5月 31日	6月 30日	8月 1日	8月 31日	9月 30日	10月 31日	11月 30日	12月 26日	1月 31日	2月 28日
固定資産税	1期		2期		3期		4期			
町・県民税		1期		2期		3期		4期		
軽自動車税	年税									
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
随時	現年分のみ口座振替が可能									

- ・納期限日に引き落としとなります。納期限の1か月前を目安にお申し込みください。
- ・固定資産税と町・県民税の引き落としは、納期ごと一括納付が選択できます。

問い合わせ 町民課 賦課徴収係 ☎86-6073